

荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱

平成28年6月30日制定

(28荒防第782号)

(副区長決定)

平成29年3月31日一部改正

平成30年3月30日一部改正

(通則)

第1条 荒川区危険老朽空家住宅除却助成金(以下「助成金」という。)の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、危険性が著しく高い老朽空家住宅(以下「危険老朽空家住宅」という。)の除却に係る費用を助成することにより、大地震時の安全性及び生活環境を向上させ、もって安全で、安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。

(助成対象空家)

第3条 この要綱による助成の対象となる危険老朽空家住宅(以下「助成対象空家」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 荒川区内(不燃化特区(東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成25年3月29日付け24都市整防第598号)に基づき、東京都知事が指定した不燃化推進特定整備地区をいう。)の区域内を除く。)にあること。

(2) 1年以上使用されていないことが確認できること。

(3) 住宅部分の面積が延べ面積の2分の1以上であること。

(4) 昭和56年5月31日以前に建築されていること。

(5) 第8条第2項の規定による審査及び現地調査等並びに付議の結果、区長に倒壊等の危険性が著しく高いと判定されたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の団体からこの要綱による助成と同種の助成を受けている危険老朽空家住宅については、この要綱による助成の対象としない。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 助成対象空家を所有する者(当該助成対象空家を2以上の者が共有する場合については、全ての共有者が合意で定める代表者)又は助成対象空家の存する土地の所有者(当該土地の所有者による除却について、当該助成対象空家の全ての所有者による同意を得た者に限る。)であること。

(2) 個人又は中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるものをいう。)であること。

(3) 住民税(法人の場合にあっては、法人住民税)国民健康保険料等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、不動産販売、不動産貸付け又は駐車場等を業とする者が当該業のために行う除却である場合においては、助成の対象としない。

(助成事業)

第5条 この要綱による助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、助成対象者が実施する助成対象空家及びこれに付随する工作物の除却(以下「除却工事」という。)とする。

(助成対象費用)

第6条 この要綱による助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、助成事業に要する費用の全額(消費税相当額を除く。)とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象費用の実支出額とし、助成対象空家の延べ面積(当該延べ面積が1,000平方メートルを超える場合は、1,000平方メートルとする。)に別表第1に掲げる単価を乗じて得た額を限度として、区の予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(助成金の交付の内定の申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、危険老朽空家住宅除却工事助成金交付内定申請書(別記第1号様式。以下「内定申請書」という。)に、別表第2交付の内定の申請の項に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うとともに、当該申請に係る危険老朽空家住宅について、荒川区不燃化特区危険老朽木造住宅除却事業実施要綱(平成26年4月30日付け26荒防防第118号)第16条に規定する荒川区危険老朽建築物等除却検討委員会に次に掲げる事項を付議するものとする。

(1) 当該危険老朽空家住宅の倒壊等の危険性の判定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度の実施に関し必要な事項に関すること。

3 区長は、前項の規定による審査及び現地調査等並びに付議の結果を踏まえ、内定の可否(内定することを決定する場合は、助成金の交付の内定額を含む。)を決定し、危険老朽空家住宅除却工事助成金交付内定可否決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更の申請等)

第9条 前条第3項の規定による内定の決定の通知を受けた者(以下「助成内定者」という。)は、内定申請書の内容等を変更し、又は中止しようとするときは、危険老朽空家住宅除却工事変更等申請書(別記第3号様式)に、別表第2変更の申請の項に掲げる添付書類を添えて、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、危険老朽空家住宅除却工事変更等承認可否決定通知書(別記第4号様式)により助成内定者に通知するものとする。

(完了報告書の提出)

第10条 助成内定者は、除却工事が完了したときは、危険老朽空家住宅除却工事完了報告書(別記第5号様式。以下「完了報告書」という。)に、別表第2完了の報告の項に掲げる添付書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、完了報告書が提出されたときは、除却工事が完了したことを確認するものとする。この場合において、区長は、確認のために必要があると認めるときは、助成内定者に対して報告及び資料の提出を求めることができる。

3 助成内定者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(助成金の交付の申請等)

第11条 助成内定者は、除却工事が完了し、助成金の交付を受けようとするときは、危険老朽空家住宅除却工事助成金交付申請書(別記第6号様式)により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、第8条第3項の規定による内定の決定の内容及び第9条第2項の規定による変更の承認の内容に適合するものであるかどうかを調査し、助成の可否(助成することを決定する場合は、助成金の交付額を含む。)を決定するとともに、危険老朽空家住宅除却工事助成金交付可否決定通知書(別記第7号様式)により、助成内定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた助成内定者(以下「助成事業者」という。)は、危険老朽空家住宅除却工事助成金請求書(別記第8号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成事業者に助成金を交付するものとする。

(派遣)

第13条 区長は、第8条第2項の規定による現場調査等において、専門家による調査が必要と認めたときは、危険老朽空家住宅危険度調査依頼書(別記第9号様式)により、一般社団法人荒川区建築士事務所協会に一級建築士の派遣を依頼し、当該調査を実施するものとする。

2 前項の規定により派遣された一級建築士は、調査を実施したときは、その実施した調査の結果について、危険老朽空家住宅危険度調査報告書(別記第10号様式)により、速やかに区長に報告するものとする。

3 区長は、第1項の規定により派遣された一級建築士に対し、調査1件につき30,000円を報償費として支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものを除くほか、荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度の施行に関し必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に第8条第1項の規定による申請をしている者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に第8条第1項の規定による申請をしている者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 7 条関係）

単価	1 平方メートル当たり 2 6 , 0 0 0 円
----	---------------------------

別表第 2（第 8 条、第 9 条、第 1 0 条関係）

手続の種類	添付書類の種類
交付の内定の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・案内図 ・除却工事見積書の写し ・除却工事前写真 ・その他区長が必要と認めるもの
変更の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書及び書類
完了の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・除却工事領収書の写し ・除却工事完了後写真 ・その他区長が必要と認めるもの